

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 1 7 日

日本行政書士会連合会 御中

法務省民事局総務課公証係

定款認証の 4 8 時間特別処理及び設立登記を含めた 7 2 時間処理
の全国展開について（依頼）

平素から、法務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

公証人による定款認証については、「定款作成支援ツール」を用いて定款を作成した場合に、原則として 4 8 時間以内に定款認証手続を完了させる運用（以下「4 8 時間特別処理」といいます。）及び定款認証と設立登記を併せて原則 7 2 時間以内に処理をする運用（以下「7 2 時間処理」といいます。）を一部地域で実施しているところ、本年 3 月 3 日から、これらの運用を下記のとおり全国展開することとしました。

これらの運用は、政府を挙げて取り組んでいるスタートアップ支援及び創業環境の整備を図るものであり、会社設立手続の一層の迅速化が図られることとなりますので、積極的に利用していただくよう、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

1 4 8 時間特別処理及び 7 2 時間処理の全国展開

これまでは東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、愛知県及び福岡県の公証役場に限定して運用されていましたが、その他道府県の公証役場でも利用が可能となりました。

2 7 2 時間処理の条件

以下の条件を満たした場合に、定款認証と設立登記を併せて原則 7 2 時間以内に処理します（定款認証を 4 8 時間以内に、設立登記を 2

4時間以内に行います。)

なお、定款認証後から設立登記を申請するまでの時間は72時間には含まれません。

- (1) 48時間特別処理の対象であること。
- (2) 定款認証後1週間以内にオンラインで設立登記を申請すること。
- (3) 設立登記申請の添付書面情報を全て電磁的記録で作成し、登録免許税を電子納付すること。

以上